

## 韓国の保育制度の現況と課題

玄 正煥<sup>1</sup>

### The Current Problems and Tasks of Korean Child Care Centers

Hyun Jung-Hwan<sup>1</sup>

The purpose of this study is to investigate the current state and the policy of Korean child care centers, for proposing tasks and problems. Up to the present, the effort to improve the quality of child care centers has not been effective in Korea. Failures are found in many areas: improvement of infant care as a responsible reaction to parental expectations, child care center curriculum reform, the continuity between early childhood education and elementary education. In addition, private child care centers do not have enough public funding by government agencies. All these areas indeed require more of our attention and energy.

**Key Words:** Korean child care centers, the current state and the policy, curriculum reform, infant care

#### はじめに

韓国の既婚女性の経済的活動への参加は1970年代の産業化以後、継続的な増加の模様を見せており、1989以後は既婚女性の数が未婚女性を超えるようになった。以前には女性たちは結婚前後に職場を離れる傾向が強かったが、最近では結婚後にも就業を続けるようになった。こうした変化の背景には女性の教育水準が高くなり、それに伴う社会参与の機会の拡大があるのではないかと考えられる。それに自己成就や社会、経済的面での向上を追求する女性も多くなつたことも無視できないであろう。特に既婚女性の就業率が急速に高まり、1998年現在、全女性就業者の74.8%を占めている。こういう社会現象の中で、就業母の子育ての問題が浮かび上るようになった。就業母の場合は未婚女性と違って、家庭と職場の両立の問題に直面し、その中、子育ての問題が何よりも悩みであると言えよう。就業母の子女養育の形態に関する統計資料(表1参照)をみると、姑とか実家の母の手を借りる、保育施設に預ける、託児母を雇って自分の家で保育するなど、様々である。しか

し、これらのこともできない場合には一時的に職場を離れ、子どもがある程度成長してから再び職場に戻ることもある。韓国行動科学研究所が1990年、全国4227名の家庭主婦を対象に行った調査によると、就業母の92.6%が保育施設の重要性を強調し、非就業母の中でも66.2%も保育施設をたやすく利用することができれば、いつでも働きたいと回答している。こうように韓国では保育施設への利用欲求が非常に高く、またそれが家庭の財政的負担にならないことを強く期待している。

就業母の職業を職種別にわけてみると、農林水産業が一番多くて、その次がサービス、そして販売職、生産職、専門職、事務職の順である。これは、比較的に高所得職である事務職とか専門職よりは、勤労条件が悪く、その所得も低い職種に就業母が多いということを示している。これらのことを考えると、韓国の保育政策は、何よりも国民福祉という次元で進むべきであると思われるが、現実の保育政策はそこまではほど遠い。そこで、本研究は、韓国の保育現況及び保育政策を明らかにするとともに、そこから引き出される問題点を踏まえた上で、その課題と解決策を提示することにする。

1 ソウル神学大学保育学科助教授

<表1> 就学前の子女養育の実態

区分	父母	相父母	託児母	保育	その他
	親	戚		施設	
就業	24.0	22.1	2.5	50.5	1.1
家事	54.1	6.7	-	38.7	0.6
子女の年齢					
0歳	88.1	10.1	1.0	0.6	0.1
1,2歳	78.3	13.0	1.2	7.1	0.4
3,4歳	44.4	9.6	0.9	44.3	0.9
5歳児	16.5	26.1	0.4	75.9	0.9

注) 単位は%, 1998年統計庁の資料。

## 1. 保育の歴史と保育現況

韓国の保育事業は、20世紀に入ってから始めた。日本の植民地時代と解放、そして6・25(朝鮮戦争)などを経て、1960年代までの激動時代の保育事業は、主に事後処理的で、救護的な側面の強い児童保護事業であった。1961年にやっと児童福利法が制定、実施されるようになり、これによって本格的な保育事業が始まるようになった。これで児童保育事業は從来の極貧子女に対する救護的な側面の強い事業から、一般児童への福利という側面に変わったのである。そして、1982年には幼児教育振興法ができ、これによって既存の「子どもの家」、「セマウル協同乳児院」、そして「農繁期託児所」のすべてがセマウル乳児院に吸収、統合されるようになった。しかし、その後、女性の社会参加の増加や核家族化という社会的現象の変化に伴い保育需要が急激に高まり、セマウル乳児院だけでは、これらの問題を解決することができなくなった。それで就業母の子育ての問題が一つの大きな社会的な問題として浮かび上がるようになったのである。

こういう社会的現象が無視できなくなった労働府は、1987年12月「男女雇用平等法」を根拠に職場託児制度を導入し、独自の保育事業を始めた。そして1989年9月には保健福祉府も「児童福祉法」に基づいた保育事業を独自的に始めたのである。しかし、乳幼児保育関連の事業がそれぞれ異なる行政機関によって独自的に管理、運営されることにより、政府財政の非効率的な投資や体系的で効率的な保育の難しさなどの問題に直面することになり、これに対する親たちの不満や女性団体などの声もあって、国会で

保育事業の統合一元化を主要内容とした「乳幼児保育法(1991年1月)」が制定、公表されるのに至ったのである。1991年8月にはこの法の施行令及び施行規則が制定、施行されることによって保育事業の主管轄部署が保健福祉府に一元化されるようになった。これを機会に従来の託児概念の保育は、教育を含んだ形態の保育事業に変わったのである。これ以後保健福祉府は、何回も現実的な法令の改訂を通して、急増な保育需要の解決や質の高い保育サービス、そして保育事業の活性化に努めてきた。

次に韓国の保育施設数と保育児童数について調べてみると、1999年9月30日現在、表2の通りである。これをみると、全体保育施設で保育を受けている児童は、公立99,898名(1,280カ所、平均78名)、法人154,236名(1,975カ所、平均78名)、団体12,605名(260カ所、平均48名)、職場7,421名(200カ所、平均37名)、民間307,651名(8,048カ所、平均38名)、家庭保育施設(遊び部屋と呼ぶ)73,573名(6,673カ所、平均11名)、総655,384名である。これで、乳幼児保育法制定10年目で推定保育対象児の60%が保育を受けていることになる。

保育施設及び保育児童の増加率を調べてみると、1992年4,513カ所であった保育施設の数は1999年現在、18,436カ所となり、その増加率は309%である。そして、同じ時期に保育児童の数は129,297名から665,384名となり、その増加率415%である。保育施設の種類別の変化をみると、公立は720カ所から1,280カ所(増加率78%)に、法人を含む民間施設は1,808カ所から10,283カ所(増加率469%)に、職場保育施設は28カ所から200カ所(増加率614%)に、家庭保育施設は1,957カ所から6,673カ所(増加率241%)にそれぞれ増加した。これによって、1992年当時、全保育施設の16.0%であった公立保育施設は、1999年現在6.9%に、民間施設は40.1%から55.8%に、職場保育施設は0.6%から1.1%に、家庭保育施設は43.4%から36.2%にそれぞれ変化した。

保育児童数の変化をみると、公立は1992年の49,529名から99,898名(増加率202%)に、民間は57,979名から307,651名(増加率430%)に、職場は765名から7,421名(増加率870%)に、家庭保育施設は15,203名から73,573名(増加率383%)にそれぞれ変化した。それで公立は全保育児童の15.0%、民間施設は71.3%、職場保育施設は1.1%、そして家庭保育施設は11.1%をそれぞれ保育している。保育施設別の保育児童数のことから分かるように、平均的に民間施設(職場、家庭保育施設も含む)に比べ公立施設の規模が大きい。

<表2>全国保育施設別の数及び保育児童数

区分	1992年	1999年
公 立	施設数	720(16)
	児童数	49,529(38.3)
民 間	施設数	1,808(40.1)
	児童数	57,797(44.7)
職 場	施設数	28(0.6)
	児童数	768(5.9)
家 庭	施設数	1,957(43.4)
	児童数	15,203(11.8)
合 計	施設数	4,513(100.0)
	児童数	129,297(100.0)

注)・民間保育施設には設立主体が法人及び団体である場合も含む。  
 ・家庭保育施設はすべて民間施設であり、その保育児童数が20名以下の施設を指す。  
 ・( )は%である。

保育施設の地域別の設置現況と保育児童地域分布は、表3の通りである(1999年9月現在)。これをみると、特徴的なことはソウルに公立保育施設と団体の施設が集中している点である。この理由の背景にはソウルへの人口集中現象があるのではないかと思われる。

## 2. 現保育制度

韓国の保育所の設置目的は、乳幼児保育法第1章総則、第1条(目的)に次のように明示されている「保護者の勤労または病気などの事情によって保育に欠ける乳児及び幼児を対象に、彼らの心身の保護と健全な教育を通して健康な社会構成員として育成するとともに、保護者の経済的、社会的活動を円満にすることができるように支えることによって家庭福祉を促進することを目的とする」。

<表3>地域別の保育施設数と児童数の現況

区分	公立	民間	職場	家庭	計
施 設	ソウル 地域	519 (40.5)	1,975 (65.5)	72 (3.6)	1,447 (21.7)
	その他	761 (59.5)	8,308 (34.5)	128 (96.4)	5,226 (78.3)
児 童	ソウル 地域	45,696 (45.7)	79,547 (69.8)	2,443 (32.9)	20,026 (27.2)
	その他	54,202 (54.3)	393,031 (30.2)	4,978 (67.1)	53,547 (72.8)
					505,758 (77.5)

注)・1999年9月30日現在、( )は%である。

- ・民間保育施設には設立主体が法人及び団体である場合も含む。
- ・その他というのは、ソウル以外のすべての地域を指す。

この理念に基づく保育所は、かつての社会事業法における託児所のように、単に大人の便宜に終始し、子どもをただ預かるだけというものではなく、眞に子どもの福祉を目的とする施設として発足したのである。もちろん、保育所の存在が、従来育児のために家庭に留まることを余儀なくされていた母親を、家庭から解放して、その就労の権利を保障し、社会進出を促す上で大きな意味をもっており、大人、とくに既婚女性に対する社会的使命を担っているということも、否定できない大切なことである。

次に対象児童及びその入所措置についてみると、韓国では保育対象児の入所措置に関する明確な基準は乳幼児保育法に明記されていない。ただし、入所順位に関するものは、次のように明記されている(乳幼児保育法第21条) -①生活保護対象者の子女、②低所得層の子女、③共働き家庭の子女及び編夫・母などの欠損家庭の子女、④その他の一般住民の子女。

保育所への入所手続に関しては、その具体的規定はなく、入所を希望する保護者が直接入所希望の保育施設を訪れて所定の入所申請書を作成して提出すればよいことになっている。ただし、他の児童より優先入所を希望する場合には「生活保護対象者の子女確認書(証明書)、若しくは低所得層の子女確認書(証明書)」を提出しなければならない。

保育にかかる費用は、原則的に保護者がその全額

を負担することになっている。ただし、生活保護対象者と保健福祉府令が定めた低所得層の場合には国家若しくは地方自治体がその全部、又はその一部を負担することになっている（乳幼児保育法第21条）。保育料の収納方法は保育施設長が施設利用者に直接請求し、保育にかかる費用を徴収することになっている。そして、もし保健福祉府長官が定めた費用収納の限度範囲を超えた保育料を徴収しようとする場合には必ず市町村長の承認を得なくてはならない（表4参照）。保健福祉府長官が定めた費用収納の限度範囲で徴収する場合にはその必要はない（乳幼児保育法第24条）。

<表4>保育料の上限価の基準（2000年度）

区分	2歳未満	2歳児	3歳以上
公立施設	219,000	181,000	112,000
民間施設	313,000	254,000	152,000
家庭保育施設	334,000	334,000	184,000

注) 単位: 元(ウォン)

保育所の職員に関する規定をみると、施設長1名（ただし、乳幼児40名未満を保育する場合は保育教師兼職可能）、看護士又は看護助務者1名（100名以上を保育する施設の場合のみ）、栄養士1名（100名以上を保育する施設の場合のみ）、保育教師、そして調理員1名（40名以上を保育する施設の場合）を置かなくてはならないことになっている。

保育教師の資格に関する規定は次のようにになっている。①大学（専門大学を含む）、又はこれに準ずる学校で、保健福祉府令が定めた幼児教育又は児童福祉関連の学科を専攻し卒業した者。②高等学校、又はこれと準ずる学校を卒業した者で、保健福祉府令が指定した教育訓練施設で、所定の教育過程を修了した者。前者は保育教師1級の資格、後者は保育教師2級の資格が取れる。

保育児童数に対する教師の割当は、2歳未満児5名当たり1名、2歳児7名当たり1名、3、4歳児20名当たり1名、5歳児30名当たり1名となっている。ただし、保育教師が幼稚園教師資格のある場合には3歳以上児40名当たり教師1名でもよいことになっている。障害児の場合は5名当たり1名になっているが、保育教師が特殊学校教師の資格のある場

合には障害児10名当たり1名でもかまわない。

### 3. 乳児及び障害児保育の現況

1991年制定、実施されている乳幼児保育法に根拠して2歳までの乳児保育と3歳以上の幼児保育が実施されているが、実際韓国の各保育施設ではほぼ幼児中心の保育が行われているのが現状である。それで、韓国の就業母にとって、最も困難な問題の1つは、乳児期保育の問題であるといえよう。女性の年齢別経済活動の参加率に関する1994年の統計資料をみると、20～24歳は60.6%、25～28歳は46%、そして30歳以後には再び増加し35～39歳は60%になる（韓国女性開発院、1995）。このことは、多くの就業女性が出産と子女養育の問題で一時職場を離れ、子どもが大きくなってから再就職していることを物語っている。

表1からわかるように、韓国の乳児の保育施設利用率（1歳未満は0.6%、3歳以下は7.1%）は非常に低い状況である。そして、乳児のみを対象に保育している乳児全担保育施設は、全国で総238カ所（一般保育施設数18,436）しかなく、それに公立は33カ所に過ぎない。それに、これらの施設の相当数がソウルに集中している（施設数176カ所=73.9%、乳児数は全体の85%）。このソウル集中現象は、ソウルには地方より就業母が多く、それに対するソウル市の積極的乳児保育政策による結果であると思われる。

一般保育施設の中での乳児班の運営現況については、まだ全国的な調査は行われておらず、その統計資料を見つけることができない。しかし、比較的に最近調査されたある地方（仁川市）の統計資料により、その現況を類推することができよう。この市での全体保育児童数は29,456名であり、この中、乳児は4,948名（17%）である。さらにその中を覗いてみると、年齢が低いほど公立より民間施設が多く、民間施設の中でも相対的に保育環境が良くない家庭保育施設での保育率が高い傾向である。

このように韓国の乳児保育率は低く、その施設も少ないので、その保育環境もあまり良くない。これらの理由の背景の1つには施設の経営上の問題があるのではないかと思われる。表4から分かるように、年齢が低いほど保育料は高くなるが、保育可能な定員面から保育料を算定すると、次のようになる。民間施設の場合、2歳未満児は313,000×定員5名=1,565,000、2歳児は254,000×定員7名=1,778,000、3歳児以上は152,000×定員20名=3,040,000になるので、年齢が低いほど収入が少なくなるのである。こういうことで、保育対象児として乳児より幼児を好

んでいると考えられよう。

最近、乳児全担施設への保健福祉府の支援によって、急激にこういう施設が増加している趨勢である。しかし、まだ民間施設は公立より経営上の問題を依然として抱えている。表5からわかるように民間施設への補助金支援は、最大に教師3名までに制限されている。このように施設運営費への支援は、公立保育施設及び非営利法人施設に傾いているのが現状である。

<表5> 国庫補助金の支援基準

区分	人件費の支援内容
公立 ・ 法 人	40名以上施設 園長：人件費100%支援 教師：人件費50%支援 追加支援：農魚村－教師・炊事部各1名100%支援
	40名未満施設 園長：人件費支援なし 教師：1名、人件費50%支援 追加支援：乳児5名以上の場合－教師1名100%支援
民間 施 設	乳児全担施設 園長：人件費100%支援 教師：人件費100%支援 追加支援：炊事部1名－100%支
	民間 園長・教師：支援なし 教材費：年間20万～100万元
	乳児全担 教師：最大3名まで100%支援 教材費：年間120万元

注) 2000年度保健福祉府の資料

一方、障害児保育の現況をみると、2000年9月現在保育対象者8,160名の中、33.6%である2,741名しか保育を受けておらず、その施設が絶対的に不足しているのが現状である。韓国では、基本的に障害児の場合、一般保育施設で一般児童との統合保育することを目指しているが、その専門性を考えて、2000年9月現在障害児全担保育施設41カ所が設置、運営されており、1,414名の障害児が特殊保育のサービスを受けている。しかし、この特殊保育サービスを必要とする障害児が全国で8,160名であることを考えると、

より多くの障害児全担保育施設の拡充が必要であると言えよう。

#### 4. 保育所の保育指針

韓国の保育指針は、乳幼児保育法施行規則第23条と関連して、保育内容を次のように提示している。

1. 保育の基本原則－保育施設長は、次の各目の基本原則にそって保育を実施しなければならない。教育、栄養、健康、安全、父母へのサービス、地域社会との交流

2. 次の事項を含んだ保育計画を樹立しなければならない。(?)認知的・情緒的・社会的・身体的・言語的発達を狙いとした活動。(イ)個人・団体活動。(ウ)動的・情的活動。(エ)授乳・排便など、生理的欲求に対する配慮と休憩時間など。

##### 3. 保育計画の内容

(ア)健康生活：基本的感覚・運動機能と身体調節能力を育て、健康で安全な生活習慣をもたせ、乳幼児の心身の円満な発達をはかる。

(イ)社会生活：基本的生活習慣と自己調節能力を育て、社会的知識と態度を身につけ、自分と違う他人を尊重しながら、ともに生活できるようにする。日常生活に必要な基本礼儀教育の強化。

(ウ)表現生活：乳幼児の考え方と感じたことを多様な生活を通じて自発的、創造的に表現できるようにし、情緒的安定感をはかる。

(エ)言語生活：言葉と字に関心をもたせ、基礎的言語能力を育て、楽しい言語生活ができるようにする。

(オ)探求生活：周囲の色々な実物と現象に対して好奇心と関心をもって探求することができるよう、合理的問題解決能力と態度を育てる。

#### 5. 今後の課題と提案

以上のように韓国の保育制度とその現況について調べてみたが、ここではこれらのことと踏まえた上で、その改善されるべき課題について述べることにする。

##### 一般的事項について

まず、保育対象児童に対する均等な保育機会が保障されていない点である。現在、生活保護対象者や低所得層の子女12万名に対して、その保育料を支援しているが、これだけでは足りない状況である。保育にかかる費用は原則的に保護者が負担することになっているが、生活保護対象者及び低所得層の子女の保育にかかる費用は国家若しくは地方自治体がその全

額、又はその一部を負担することになっている(乳幼児保育法第21条)。これだけの支援では、国民福祉的次元の保育事業であるとは言えがたい。保育施設での保育が家庭の財政的負担にならないようにするためには、支援対象者の拡大や所得の違いによる差等保育料制度の導入、そして保育料が相対的にやすい公立保育所の増設などのが推進されるべきであろう。1999年3月現在、韓国の保育事業で、公立保育施設が占める割合は全保育施設の中の7%に過ぎない。ほとんどの保育事業は民間に依存しているのが現状である。それに、表5からわかるように民間保育施設への財政的支援も充分とは言えない。こうしたことを考えると、今後民間施設に対して、実質的な助けになるような財政支援が要望される。また、保育料の支援対象者の拡大に関する政策の一環として1997年12月には乳幼児保育法を部分的に改正し、5歳児に対する無償保育が実施するようになった。しかし、これも予算の範囲内で市町村から段階的に実施するということであり、それに2000年現在、この計画は予算の問題でまだ本格的に実施されていない状況である。

次に保育サービスの質的改善が行われるべきである。民間保育施設の増加に伴う施設間の過多競争により、経営難などの問題が起きており、これによって保育サービスの質低下という問題が生じる恐れがある。子どもの健康な心を育てるためには、子どもたちが思いきり外で遊べる空間が必要であるが、韓国の民間保育施設の場合には室外遊び場が確保されていないところが相当あるのが現状である。この理由の背景には、やはり市立の財政的な苦しさがあるのではないかと考えられよう。法律的には室外遊び場の設置は乳幼児52名以上の施設に限っているので、問題はないが、子どもにふさわしい保育環境の提供するためには、このことが一日も早く改善されるべきであろう。

### 乳児保育について

本文では韓国の乳児保育現況を調べてみたが、これらの問題を改善するために、ここでいくつかの課題を提示することにする。

第1に乳児保育への政策的支援の拡大が必要であろう。ある調査によると、乳児保育サービスへの要求は幼児への保育欲求とは、それほど差がない。しかし、乳児保育は幼児に比べ、保育料や所要人力などの面で、構造的に不利な条件である。それで、保育施設では乳児保育を嫌がっており、乳児保育を希望する父母は、乳児保育の問題を個人的に解決する場合が

多い。この問題を根本的に解決のためには、民間施設に対する財政的支援の拡大や乳児全担保育施設の増設などの対策が必要であろう。

第2に乳児保育専門教師の確保である。韓国の保育教師は、1年養成課程出身者とか幼児教育科出身者がほとんどである。乳児保育は幼児保育以上に難しく、専門性が要求されるので、乳児保育の専門人力の確保が重要であると思われる。

第3に乳児保育に関する情報交流の活性化が必要である。乳児保育の重要性に関する認識はあるが、保育現場では乳児保育に関する多様な情報交換が体系的に行われていないのが現状である。これらの問題を改善するとともに、乳児保育に関する多様な情報交換をすることによって、質の高い乳児保育サービスを提供するために、例えば、「乳児保育研究会」とか「乳児保育情報センター」等を設置して、乳児保育に関する国内外の各種の資料とか情報を集めて、これを各保育施設に普及する必要があろう。

### 保育指針について

ここで、現行日本の「保育所保育指針」の構成とその内容を参考にしながら、韓国の保育指針の内容に関する検討を行うこととする。

まず、日本の保育所保育指針は、年齢別に保育内容が提示されている。これに対し、韓国の場合は年齢別に区別されておらず、保育内容も一括に提示されている。子どもは年齢発達とともに、その能力や特性が変わってくるので、その年齢にあった保育内容の提示が要求される。

2つ目は、日本の保育内容はそれなりに具体化及び体系化されていると思われる。これに対し、韓国は保育の基本原則に「教育、栄養、健康、安全、父母へのサービス、地域社会との交流」という項目を提示しながらも、その必要性や保育方向については全く言及されていない。また、保育計画の内容に関しては「健康、社会、表現、言語、探求生活」という5つの領域に区別されているが、その具体的方向提示はそれぞれ示していない。保育内容に対する保育教師の理解と協調を得るために、その具体的説明と方向提示を示す必要があろう。今後、保育内容の構成及び設定においては各年齢にそった保育内容の具体化及び体系化が必要であろう。

3つ目は、日本の保育内容は小学校との連係性のある教育が可能であるように配慮されているということである。そして、乳幼児期には可能な限り教師中心よりは自律的で、主体的な活動を通して楽しみを感じ、新しい欲求と豊かな創造性を育てることがで

きるよう配慮されている。ところで、韓国の保育内容の言語領域には「言葉と字に関心を持たせ、基礎的な言語能力を伸ばして楽しい言語生活ができるようになる」というふうに明示されているだけで、その具体的方法及び留意事項については全く言及されておらず、小学校教育との明確な連係性が示されていないのである。

### 終わりに

以上のように韓国の保育状況の現住所とその課題、その改善策について考えてみたが、ここでは韓国の保育界の最近の動向について簡単に考えてみることにする。韓国は、現在1991年に制定された乳幼児保育法に基づいて保育所の設置、運営、教師養成などが行われている。しかし、このごろは幼稚園と保育所の特性化ないし差別化が段々なくなっていること、幼児の保育機能を担当している行政部署がそれぞれ異なること(保育所の主管轄部署は保健福祉府であり、幼稚園は教育府である)により人的、物的資源の重複と非合理性、そして学父母の経済的負担を軽くするために幼児の公教育化体制の必要性が提起されている。そのためには幼稚園・保育所を一元化し、3歳以上は教育を主にする「幼児学校」を設置し、3歳未満の子どもは保護を主とする保育所を設置、運営するべきだと主張しがら具体的な動きを見せている。

### 参考文献

- 平井信義 1992 新しい幼児教育のために 新曜社  
保育白書 1998 全国保育団体連絡会・保育研究所  
編 草土文化  
保育事業指針 1997 保健福祉府(家庭福祉審議官  
室児童福祉科) 文永社  
保育所保育指針 厚生省児童家庭局 1998 チャイル  
ド本社  
保健福祉府 2000 保育事業指針  
インハ大学校 生活科学大学 消費者児童学研究部  
1998 仁川広域市保育施設の乳幼児班の運営現況  
及び改善法案  
韓国児童学会 2000 春季学術大会資料集 -乳児保  
育の現況と21世紀課題  
韓国女性開発院 1995 女性統計年報 研究報告書  
200-7  
松井和江 編 1993 保育原理 ミネルヴァ書房  
森上史朗 編 1999 最新保育資料集 幼児保育研究  
会 ミネルヴァ書房  
坂本 敬・安藤和彦 編著 1994 保育実習 北大路  
書房  
統計庁 1999 韓国の社会指標

### 付記

本論文は、韓国の保育制度の現況と課題を論じたものであり、韓国国内で使用される用語についてはそのまま日本語に直訳した。